

平城宮第59.63.68次発掘調査概報

附 第58.58補.60.61.62.64.65.66.67次

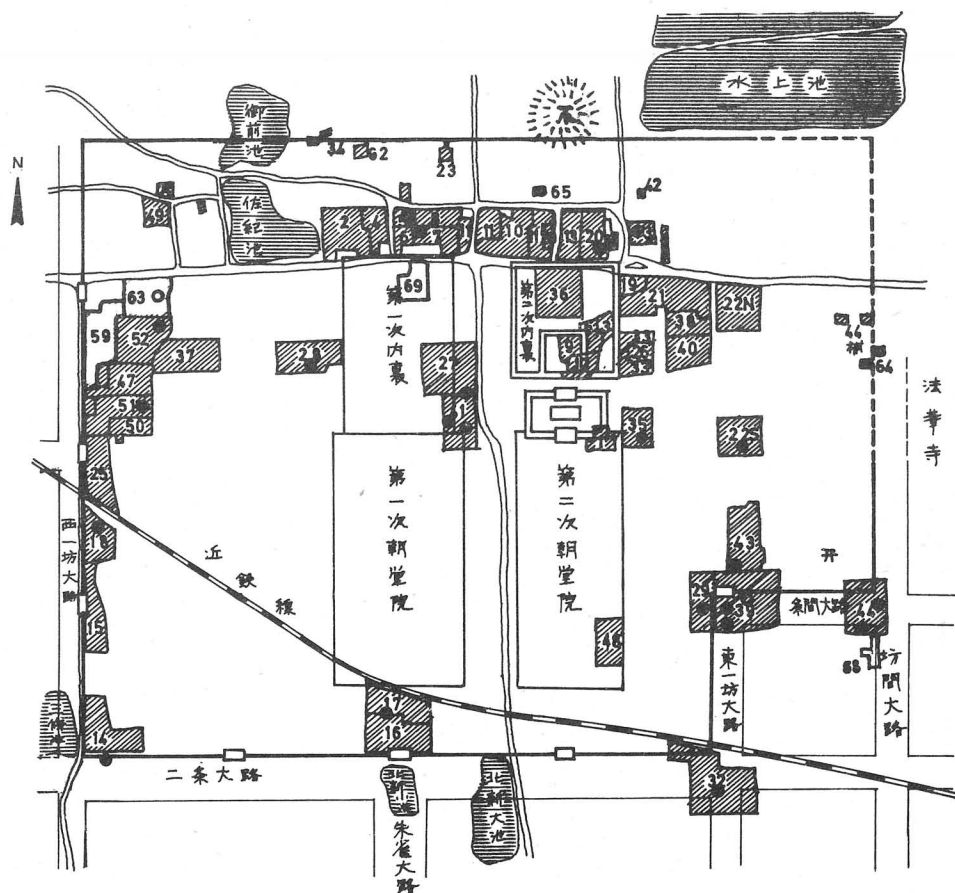
昭和45年9月


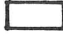




奈良国立文化財研究所

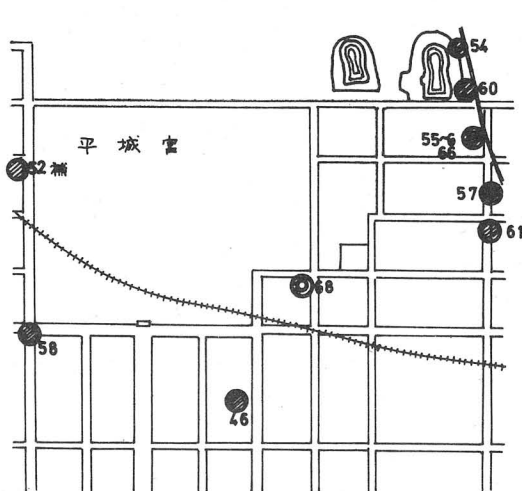
第59.63.68次概報 正誤表

頁	行	誤	正
4	9	SB6386	SB6420
6	5	SD5870	SD5780
8	26	いった	いた
11	AF56 木筒	(文カ) 百□	(文カ) 百□
附図	中央 上部	SB6500	SB6450

平城宮発掘地区・木簡出土地点略図



-  官内既発掘地区
-  官内今年度発掘地区
-  官外既発掘地区
-  官外今年度発掘地区
-  木簡既出土地点
-  木簡今年度出土地点



平城宮跡第58～68次発掘調査概要

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が特別史跡「平城宮跡」において行っている発掘調査のうち，昭和44年9月以降に調査を開始した第58～68次について調査概要を報告する。例年に比して調査次数がきわめて多いが，これは現状変更にもなう事前調査が異常に増加したためである。これらの調査はいずれも小面積のため顕著な遺構は検出できなかったが，調査範囲を拡大すれば当然何らかの遺構に遭遇する場所であり，このような現状変更が積みかさなることは平城宮跡の保存，調査のためにきわめて好ましくないことはいうまでもないがやむをえない状況となっているのである。

各次別の調査地区，発掘面積，期間は次表のとおりである。

調査次数	発掘地区	面積 a	発掘期間
58	6ADH-O,T	2.6	昭和44年9月22日～ 昭和44年10月4日
58補	6ADH	0.4	昭和45年2月23日～ 昭和45年2月24日
59南	6ADD-O,P,Q	16.0	昭和45年1月6日～ 昭和45年4月1日
59北	6ADC-M,O,P	39.0	昭和44年12月20日～ 昭和45年4月3日
60	4PUN-K,L,M	10.0	昭和44年10月22日～ 昭和45年1月13日
61	6AFE-K,L,M	1.5	昭和44年11月14日～ 昭和44年12月24日
62	6ABN-X	2.2	昭和45年1月6日～ 昭和45年1月21日
63	6ADC-G,H,L,M	44.6	昭和45年5月1日～
64	6ALC-W 6ALD-A	1.9	昭和45年4月16日～ 昭和45年5月16日
65	6AAN-M	0.3	昭和45年5月8日～ 昭和45年5月12日
66	6AFB-F,H	2.5	昭和45年5月7日～ 昭和45年5月23日
67	6ACO-A	0.9	昭和45年7月1日～ 昭和45年7月4日
68	6ALG-A,B	5.5	昭和45年7月10日～ 昭和45年7月20日

I 第59・63次調査

第59・63次発掘調査地域は、宮域西北部で第52次調査の西および北に接する部分で、両地域は同一の官衙に属するものとみられるので、その調査結果を一括して報告する。

検出した主な遺構は、掘立柱建物33棟、築地2条、柵5条、溝10条などがある。これらの遺構は、柱穴の重複関係や建物の配置から少なくとも3期に分けられるので各期に分けて略述する。

(1) A期

まず最初に、この地域に大規模な造営の行なわれた時期で、この期の遺構としては掘立柱建物5棟、築地2条、柵2条、溝5条などがある。

調査地域西端部にある南北方向の柵SA3680（柱間2.6m）は25次・51次調査で検出したものの北延長部にあたる。今回24間分検出したが、さらに北へ延びている。この柵の10mほど西に西面大垣の側溝と推定したもの及犬走りの一部を検出した。

柵SA3680の東24.5mのところには2×13間（桁行・梁行とも柱間3m）の南北棟SB6425がある。この建物は当初は2×7間の規模であったが、のちに改造され北に6間分をつけたして13間になったと考えられる。

調査地域中央で検出したSB6450は、4×7間（桁行・梁行共柱間2.9m等間）の南北に廂のつく東西棟である。この建物の北にあるSB6469は2間×4間以上（桁行柱間2.6m梁行柱間2.4m）の東西棟もこの時期の建物である。

調査地域東部で南北方向に西の柵SA3680と平行して走る柵SA5950（柱間2.6m）は47・52次調査で検出したものの北延長部であり、今回23間分を検出したが北端は調査地域外にのびている。調査地区北方にあって、柵SA5950に接続する東西方向の築地SA6475（巾3m）は、この官衙の北を限るものと思われる。柵SA5950と築地SA6475の接

点がこの官衙の東北隅であり，この入隅では築地の下に木樋の暗渠を設けて水を外に流すようになっている。築地SA6475の北にある平坦地SX6502は，宮城西面北門から東にのびる道路の一部である。調査地区東部にある南北方向の築地SA6150（巾4m）は，SA6475のほぼ東延長線上で東へ折れまがり，調査地区外に延びている。この築地は，第37次発掘調査で検出した官衙の西北の境界となるものであると考えられる。この築地の東にあるSB6487は梁行2間，桁行5間の南北棟である。なお柵SA5950と築地SA6150との間にあるSX6503（巾9.5m）は，2つの官衙の間にある道路であろう。

(2) B期

この時期より，A期の柵SA3680は少なくともこの地域の部分が取り除かれ，西面大垣に至る範囲まで広げて利用するようになったらしい。新たに造営されたものとして，掘立柱建物7棟がある。調査地域西南隅のSB6360（1×6間）は，内部周辺より焼土，炭化物，フィゴの羽口，鉾サイ等，鍛冶関係のものが多く出土し，鍛冶工房と推定される建物内のすり鉢状の土拵内部に蜂の巣状の小ピットがあり，内部は焼土が厚く入り，壁も焼けていることから炉と考えられる。調査地域西北隅のSB6400は4×11間以上（桁行・梁行共柱間2.95m）の東西に廂のつく南北棟である。この建物の東14.5mに桁行7間分（柱間3m等間）の柱通りをそらえた建物SB6185・SB6195・SB6385の3棟がある。SB6385は梁行2間（柱間2.7m），SB6195は梁行2間（柱間2.7m），SB6185は身舎2間に北面に廂のついた，それぞれ東西棟で東半部は52次調査で検出しており，今回の調査で全規模が明らかになった。調査地区西北部で検出したSB6430は4×13間以上（桁行柱間2.4m 梁行柱間2.75m）の南北両庇の東西棟である。又52次調査で南半部を検出した南北棟SB6172は2×9間（桁行柱間2.8m 梁行柱間2.4m）にまとまった。なお，西端部のSA3680の跡に設けられた土拵SK6350は南北43m・東西6mの大きさのものであるが，この中には鍛冶工房SB6360

の廃棄物が大量に埋まっており、これに関連した施設であろう。

(3) C期及び以降

この時期の造営は、B期とほぼ同位置で似た構造の建物を建てかえている。掘立柱建物8棟を検出した。

調査地域西北隅の建物SB6401は4×7間(桁行柱間2.4m)の東西両庇の南北棟である。この建物の東1.4mにある東西棟SB6381・SB6190は南北に並んでいる。SB6381は梁行1間(柱間2.9m)、SB6190は梁行2間(柱間2.4m)であり、桁行はいずれも5間(柱間2.9m等間)である。SB6381の北には東西棟SB6386があつて、3×6間(桁行柱間2.6m、梁行柱間2.7m)の規模をもつ。

また、SB6401南妻柱列、SB6190の南側柱列と南妻柱列のそろうSB6175は北部の柱穴は浅く、一部削平されていたが4×21間(桁行柱間2.4m等間)の南北に長い建物である。

以上のほか、時期不明の建物としてSB6451・6453・6454・6464・6500などがある。

出土遺物は、他の地域とくらべて量が少ない。遺物はほとんどが土器・瓦類である。ほかに木簡10数点があり、断片が大半をしめるが、中に「嶋掃進兵士」が他の仕事に従事したので、員数が不足した事を報告した木簡が5点出土しているのが注目される。

また、鍛冶工房関係の遺物として、フイゴ羽口、鉄滓等を相当量検出した。

土器類では、「主馬」の墨書土器が1点、「内厩」の墨書土器が1点出土している。

馬寮の遺跡について

最後に今回の調査と、これまでに行なった第25・47・50・51・52次調査をまとめておく。この7回にわたる調査地区は、宮西端部中央北よりあたり、南北は西面中門から西面北門に至る約280m、東西は約120mの

広さをもつ。ここから多数の遺構を検出したが、それらには一つのまとまりを認めることができる。この地域で検出した建物群には数回にわたる造営が認められるが、これらはすべて築地と柵によって囲まれた区画内に建てられている。しかも、それらの建物はこの区画内の周辺部に配置され、中央部は広い空地として残されている。なお建物の中には、桁行が14～21間という非常に間数の多いものが集まっていることもこの地域の特色の一つといえる。したがって、この築地と柵によって囲まれたこの区画を一つの官衙であると考えることができよう。この区画の西は柵SA3680（後には西面大垣SA1300）によって、東は柵SA5950で限られ、北は築地SA6475によって限られている。南については調査地域外であるため確言出来ないが、SA3680の南端が西面中門の北端部にあることから、ここを南限とみることができよう。とすると、この官衙は東西84m（28丈）・南北252m（85丈）の規模であったことになる。

この官衙の性格を考える上で参考になるのは、この地域で検出した土師器に墨書された「主馬」（2点）と須恵器に墨書された「内厩」（2点）がある。主馬の名をもつ官司には、東宮の主馬署と、天応元年（781）から大同元年（806）までにみえる令外官の主馬寮がある。「主馬」の墨書土器が奈良時代末期のものであること、また官衙ブロックの大きさから考えて、東宮の一部である主馬署とみるよりは、奈良時代末から平安時代初頭の一時期左右馬寮を統合して設置された主馬寮と考えるのがよいであろう。「内厩」は天平神護元年（765）から大同元年まで存続した令外官の内厩寮をさすとおもわれる。主馬寮と内厩寮との関係は不明であるが、いずれにせよ奈良時代末頃、この地域に馬を扱う官司が置かれていたとみてよからう。なお、平安宮「大内裏図」では、左右馬寮は東西35丈・南北84丈の規模で、宮の西辺に配置されており、この地域の調査で確認した官衙ブロックと、その位置・規模もともに類似している。したがって、この地域は、一時期存在した主馬寮・内厩寮とその前身である左（右）馬寮ではないかと推測される。

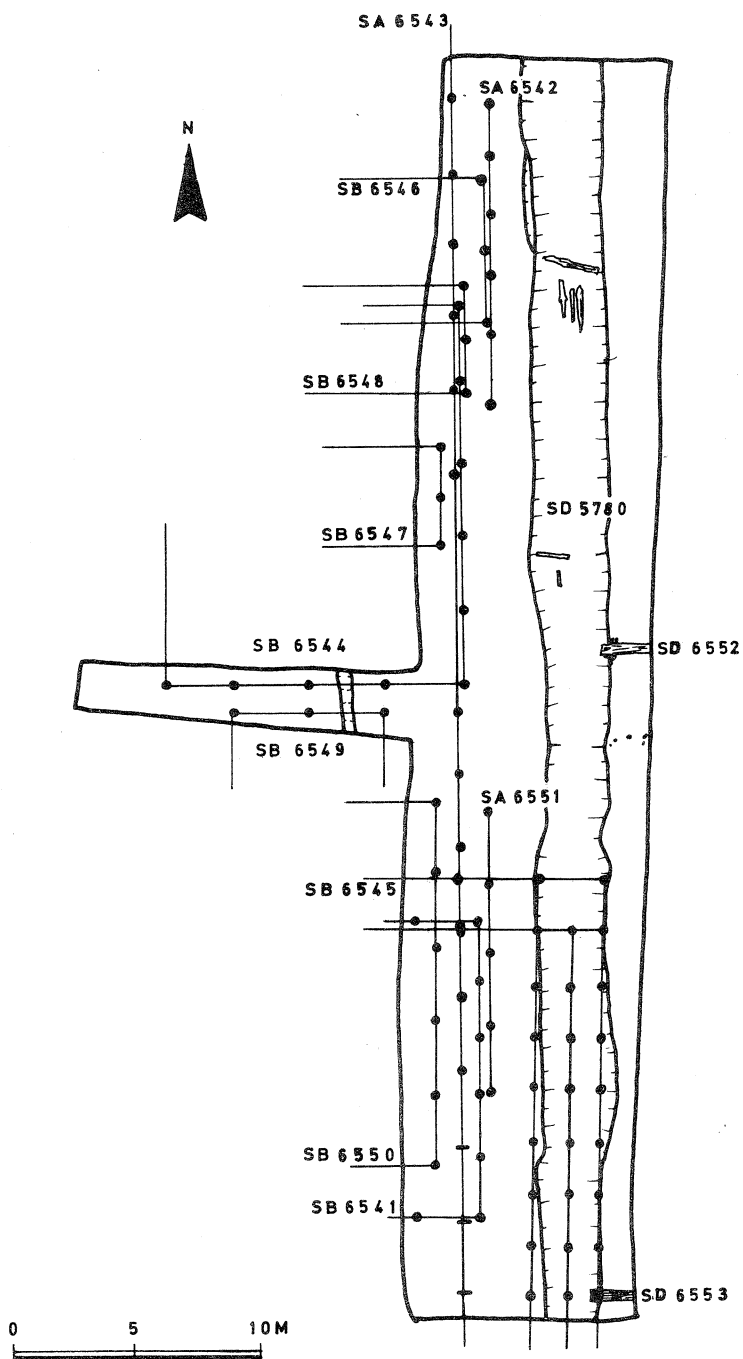
II 第68次調査

第68次発掘調査はボーリング場建設に伴なう緊急調査として、平城宮東院の南に接する宮外地で実施した。すでに第44次調査で確認された坊間大路西側溝の南延長に沿って、幅10m、長さ50mの南北トレンチを設定した。検出した遺構は建物8棟・柵4条・木樋暗渠2条等であった。

遺構は大路西側溝SD5870の西では、柵・建物の建てかえが非常に多いため、当初溝に沿ってあったと推定される築地塀の痕跡は認められなかった。SB6545は桁行7間以上、4面庇かとみられる。溝と重複しているが、遺構の検出状況からみると、溝と同時期の可能性もある。他の建物はすべて東側柱、又は妻柱を築地推定線より西へ収めて建てており、柵は築地推定線の上に設けている。溝より東の大路路面からはトレンチ中央部と南端に2本の東西方向に路面を横断する木樋暗渠SD6552と6553が検出された。南の暗渠はSB6545より新らしい。

出土遺物には多量の瓦・土器・木簡などがある。軒瓦は6282-6721型式・6311-6664型式などが多く、他に、鬼瓦・三彩施釉瓦片が出土している。土器も殆んどが8世紀中期以後のもので、墨書土器には「東隅」「南隅」「東南」「東北隅」など何等かの位置を示すと思われるものがある。木製品では大形の堅櫛・斎串・胡桃形の木印が出土した。これらの他に、和銅開珎・萬年通宝・神功開宝・麻布・漆膜片（「宝亀二年」の墨書あり）・木簡・木材断片（「綿侶釘」の員数墨書あり）などがある。

第68次発掘遺構配置図



Ⅲ 現状変更にとまなう調査

1) 第58次 右京三条一坊十六坪・西一坊大路

この調査は宅地造成にとまなうもので、奈良市尼辻町と横領町の二箇所である。発掘地は前者（T地区）は右京三条一坊十六坪、後者（O地区）は西一坊大路にあたる。発掘結果、T地区では奈良時代の遺構はなく、中世・近世の小穴・溝などを検出したのみである。O地区では発掘区は大路上にあたり、とくに顕著な遺構は検出されなかった。遺物は軒丸瓦一点と土師器片数点を発見した。

2) 第58次補足 西一坊大路と二条大路の交点

宅地造成にとまなう調査で、場所は奈良市横領町小割にあり、三条池の南、秋篠川の東である。調査の結果、大路上にあたるとみられ、顕著な遺構はなかったが、南北畦畔を発掘したところ、中世の秋篠川自然堤防の一部を検出した。遺物は全く出土しなかった。

3) 第60次 ウワナベ古墳外堤部中央以南

国道24号奈良バイパス建設に伴う事前調査である。古墳の周濠の現在の岸から約25m離れて、ほぼこれに平行する円筒埴輪列、さらにこの2m東に奈良時代の幅2mの南北溝1条を検出した。円筒埴輪列と空濠は南北両端とも後世の削平をうけて失われており、南北96mにわたる部分しか検出できなかった。しかし、この調査でウワナベ古墳の周庭帯の規模や構造が明らかになったのは大きな成果であった。

4) 第61次 一条高校東側

第60次と同じく奈良バイパス建設予定地の調査で、57次の南に接し、県道一条通りの南にわたる。この地域は東三坊大路の存在していた場所だが、後世の河川の氾濫によって大きく破壊されていった。東側溝も現在河

川敷になっていて調査不能であった。

5) 第62次 平城宮北辺中央

家屋新築にともなう調査で、ほぼ平城宮の北辺中央に当り、北側20mに北面大垣を推定している。調査によって土垣15・溝5条・小穴多数を検出した。発掘区中央に径約5m、深さ0.8mの不整形土垣があり、この周囲に径2m前後、深さ0.5mの土垣がある。いずれの土垣からも近世の瓦・土器・下駄・陶器・磁器が出土した。小穴群からの出土遺物は少ないが、土垣群と同様の遺物を出土している。

また中央の土垣が埋められた後、この上に瓦・礫を部分的に用いた幅30cm、深さ10cmの南北溝がある。

以上から発掘区内には奈良時代の遺構は残っておらず、近世に一部地山を削り、平坦地にして性格不明の土垣群が多数つくられたものであると考えられる。

6) 第64次 平城宮東張出部東端中央附近

この調査も宅地造成にともなうもので、宮城東面大垣推定位置に接して東側の宮外(W地区)と西側の宮内東院部分(A地区)との2箇所である。

W地区では東面大垣の痕跡は検出できなかったが、大垣の外濠と考えられる幅1.2mの南北溝を検出した。この他に土垣1基・小穴数個・中世の井戸2基などを発見した。

A地区は宮城門の存在が考えられる地域だが、近世の溝状攪乱とトレンチが重なったため調査の結果は門跡と見られる明確な遺構は発見できなかった。ただ調査地区西半部に凝灰岩の細片が散乱しており、中央西よりのところで西に下る段落を検出したので、附近に凝灰岩を用いた建物基壇の存在が考えられる。

7) 第65次 第2次内裏北方

同じく宅地造成にともなう調査である。発掘地はかつて家屋がたてられていたところで、上部は後世の攪乱をうけている。遺構は調査地区東部で南北に3個並ぶ柱穴列と数個のピットのみで、他に顕著な遺構は検出できなかった。また遺物は後世のものばかりであった。

8) 第66次 左京一条三坊十五坪相当

これもまた宅地造成にともなう調査があるが、さきにバイパス事前調査として行われた第56次調査で発見した庭園を有する邸宅跡の西半にあたるところで2地区(F・H)に分れる。F地区の西トレンチからは何も出ず、東トレンチから柱穴とおぼしきもの4個・東西溝2条を検出した。遺物は平瓦・土器片が数点出土した。

H地区では西トレンチの西端で溝状のもの、中トレンチでは中央やや東寄りに柱穴2個、東トレンチではピット群と56次調査に続く平塚2号墳の周濠部を東端でそれぞれ検出した。その他に新しい時期の井戸や溝等で、特に遺構としてまとまるものは検出されなかった。遺物は土器片が少し出ただけである。

9) 第67次 宮城西北部

宅地造成にともなう緊急調査で、場所は佐紀池のすぐ西側である。調査の結果、遺構面は西隣の第49次調査と同じく、黒色の砂質の整地層で、検出した遺構はトレンチ西寄りに幅1.8mの南北溝1条、トレンチ東寄りに落ちこみを検出したのみである。遺物は奈良時代の瓦片・土器片を数点検出した。

IV 木簡

出土木簡のうち主なものを以下にかかげる。

第68次出土木簡

A Ⅱ 溝黒下 57 6081型式 「憶漢月 萬里望向関」 (ウラは習書)

A Ⅱ 溝黒下 56 6081型式 (イ) 「嶋主儼物 ^上 ^手 ^寸 ^高 ^口 _山 _寸 _置 _屬 _口 _口」
(ウ) 「津守大嶋百 ^(大) _口 今年八月 _口」
、若麻續大國刀一今年 _口」

A Ⅱ 堀方 58 6081型式 「南綿侶釘 枚綿侶釘廿五
_口綿釘十六 _口綿侶釘十九
北綿侶廿」

B 〇 溝黒下 56 6033型式 (イ) 「添下郡進米 _口 _口」
(ウ) 「六月十九日」

B Ⅱ 溝黒下 56 6039型式 (イ) 「尾治国知多郡贅 _口 _口」
(ウ) 「白髪マ馬見塩一斗」

第 6 3 次出土木簡

G D 6011 型式 (㊦) 「嶋掃進兵士四人依蓮池之格採數欠」

(㊧) 「^(狀)□注以移 天平十年六月九日」

G D 6011 型式 (㊦) 「嶋掃進兵士四人依人役數欠」

(㊧) 「狀注以移 天平十一年正月二日」

馬寮遺構配置圖

